

[参考] 用語集

	用語	解説	掲載頁
ア 行	アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「Outreach (アウトリーチ) 手を伸ばす、手を差し伸べること」、支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が丁寧に働きかけて支援の実現をめざすこと。 ▶ また、支援が届いていない人や世帯を早期に支援につなげていくため、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、対象となり得る人の情報を収集することも含む。 	22 74
	アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本人やその世帯の心身の状態や置かれている環境の状況等を理解した上で、本人やその世帯の要望や主訴から具体的なニーズを探し、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス。 	14 31 36 56 64 80
	インフォーマルサポート	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指す。サポートの内容や提供される量が公的なサービスに比べ一定しておらず、地域差もあるが、サポートの内容に縛りがないため、細やかなニーズに対応したサポートが受けられる。 	15 73
	SDGs(Sustainable Development Goals)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標で、理念は「誰一人取り残さないこと」。SDGsは、国や自治体だけでなく、民間企業やNPO、住民など全ての関係者が、経済・社会・環境の三側面から総合的に取り組むことが求められている。 ▶ かけがえのない地球を守り、持続可能な経済・社会・環境をどう実現していくのか、私たち一人一人が考え、それぞれが17のゴールのうち身近なもの、強みを活かせるものなどから、まずは行動を始め、更に周りと一緒に活動を広げ、めざしていく目標。 	12
	LGBTQ+	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「Lesbian (レズビアン) 女性を好きになる女性」、「Gay (ゲイ) 男性を好きになる男性」、「Bisexual (バイセクシュアル) 女性も男性も好きになる人」、「Transgender (トランスジェンダー) 自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人」、「Questioning (クエスチョニング) 性のあり方を決めない人・決めたくない人」の各語の頭文字をとって、「LGBTQ (エル・ジー・ビー・ティー・キュー)」と表現され、性的マイノリティの総称としても使われることがある。LGBTQ以外にも、性的指向や性自認を持たない人等もあり、「LGBTQ+」とも表現される。 ▶ 「LGBTQ+」と「そうでない人」というような、はっきりした境界があるわけではない。 	4

用語		解説	掲載頁
ア 行	大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ▶孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び公民連携を強化するため、令和4（2022）年12月に大阪府が設置。 ▶府内市町村、市町村社協、福祉施設等、NPO等96団体（令和6（2024）年1月5日現在）が参画。 	39
	OSAKA しごとフィールド	<ul style="list-style-type: none"> ▶年齢・状況を問わず「働きたい」と思っているすべての人が利用できる総合就業支援拠点。 ▶求職中の人へはキャリアカウンセリングのほか、就職活動に役立つセミナーや職場体験等を実施。また、中小企業を対象に、セミナーや面接会を行うなど、企業と求職者を結び付ける事業を実施。 	16 63
	大阪府福祉のまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ▶大阪府では、全国に先駆けて平成4(1992)年に本条例を制定（令和5（2023）年12月改正）。 ▶本条例では、全ての人々が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進。 	62
	大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ▶大阪府における地方版総合戦略。 ▶平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことを踏まえ、大阪府では、将来の大阪の人口動態を見据えた「大阪府人口ビジョン」と、今後5年間の方向性をとりまとめた「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28(2016)年3月に策定。 ▶令和2(2020)年3月に、「第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。 ▶大阪を取り巻く課題に的確に対応するとともに、人口減少・高齢化社会に対応した人口減少抑制対策をはじめ、人口減少や構造変化による影響への対応、行政基盤の確保に対応した取組みを進める。 	2
カ 行	介護保険サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ▶介護保険法に基づく、サービス提供事業所として指定を受けている事業所（平成12(2000)年度から）。 ▶居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、短期入所生活介護等を提供する事業所をいう。 	16
	基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域の相談支援の拠点として障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業等を地域の実情に応じて実施。 ▶府内36市町村（78ヶ所）で設置（令和5(2023)年4月1日現在）。 	32 33

用語		解説	掲載頁
カ行	行政の福祉化	<p>▶府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅・教育・労働などの各分野の連携をもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者等の雇用・就労機会を創出し「自立を支援する取組み」であり、平成11(1999)年度より全庁的に進めてきたもの。</p> <p>▶大阪府では『行政の福祉化』のさらなる推進のため、基本理念である「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を大阪全体で共有し、『大阪の福祉化』をめざしている。</p>	62 63
	居住支援法人	▶住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、外国人、被災者等の住宅確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。	16 61 63 64
サ行	サービス圏域	▶主に中学校区を単位とした圏域。同圏域には、CSWや地域包括支援センターなどの専門機関が配置・整備されており、地域の実情に応じたサービス提供を実施。	15 16
	3号随契	▶生活困窮者の自立の促進に資することとして、地方公共団体の長の認定を受けた認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から、物品の買入れまたは役務の提供を受けることができる地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定された随意契約。	34
	CSW マイスター	<p>▶制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むCSWのうち、より高度な知識・技術・経験を有している者。</p> <p>▶CSWの業務に通算3年以上従事している者のうち、CSWが所属する法人の理事長若しくは施設長、又は市町村長が推薦する者で大阪府が認める研修を受講した者。</p>	44
	市町村プラットフォーム	<p>▶「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、厚生労働省より示されたひきこもり状態のある人を支援するための市町村の体制。</p> <p>▶自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の関係機関による支援や、地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワーク。</p>	35 39
	就職氷河期世代	▶就職期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、多くの人々が未就職、不安定就労等を余儀なくされた世代。概ね平成5(1993)年から平成16(2004)年に学校卒業を迎えた世代を指す。	35

用語		解説	掲載頁
サ 行	障害者差別解消法	<p>▶ 障害者基本法に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化するものであり、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、制定されたもの。</p> <p>▶ 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年4月施行、令和6(2024)年4月改正法施行）という。</p>	11
	障がい児者相談支援事業所	▶ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等により市町村が実施する障がい児者相談支援事業や指定特定相談支援事業所等、障がい児者のための相談支援を行う事業所。	15 16
	処遇改善等加算	▶ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育の安定的な供給に向けて、「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算（処遇改善等加算Ⅰ）、技能・経験を積んだ職員にかかる追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）及び職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に伴う加算（処遇改善等加算Ⅲ）を行うもの。	59
	生活福祉資金貸付制度	<p>▶ 大阪府社会福祉協議会において、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を実施。</p> <p>▶ 令和2(2020)年3月から令和4(2022)年9月まで、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を収入が減少した人々に拡大した緊急小口資金等の特例貸付が実施された。</p>	32
夕 行	第三者委員	<p>▶ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、福祉サービスを提供する事業所に設置された第三者的な立場にある委員（平成12(2000)年度から）。</p> <p>▶ 社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員（理事は除く）、監事又は監査役等。</p>	82 83
	地域貢献委員会	<p>▶ 地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また、排除・摩擦・孤立等のない地域社会を実現するために、市町村社協を事務局に社会福祉法人・福祉施設等の連携により、地域住民のニーズに具体的に応えることのできる仕組みとして設置推進している（平成15(2003)年より提唱し、平成17(2005)年より組織化が本格化）。</p> <p>▶ 現在、地域のNPOや民間企業等、多様なメンバーも参画し、37市町村社協（令和4(2022)年度末現在）が設置し、地域生活課題の解決に取り組んでいる。</p>	16 65 66 69 71

用語		解説	掲載頁
夕 行	地域就労支援センター	<p>▶障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者の中で、働く意欲がありながら、就職に結びつかない就職困難者を対象に、就職困難者一人ひとりの状況に応じてきめ細かな就労に至る支援を大阪府独自の取組みとして展開（平成14(2002)年度に開始し、平成16(2004)年度より府内全市町村に設置）。</p> <p>▶就労支援コーディネーターを配置し、就職困難者等の求職や雇用に関する相談、教育・福祉等の庁内関係課との調整、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成。</p> <p>▶大阪府は、地域のニーズに合った取組みを進めるため、府内市町村へ交付金を交付するとともに、専門知識や支援技法等の研修を実施するなど専門的かつ広域的な支援を実施。</p>	16 63
	地域包括支援センター	<p>▶地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、府内各市町村に設置されている。</p> <p>▶高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う機関。</p> <p>▶主に中学校区を単位として設置され、市町村又は社会福祉法人など市町村が委託する法人が運営し、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が従事している（介護保険法第115条の46）（平成18(2006)年度から）。</p> <p>▶府域に282ヶ所設置（令和5(2023)年4月1日現在）。</p>	15 26 32 33 46 48 63 76 78 83
	地区福祉委員（会）	<p>▶校区福祉委員（会）や地区社会福祉協議会ともいう（名称は地域により異なる）。</p> <p>▶市町村社協の内部組織として概ね小学校区単位に結成された自主的な地域住民主体における見守りや声かけ活動等、多面的活動を行う組織。</p> <p>▶地区福祉委員会において地域福祉活動に取り組むボランティアを地区福祉委員という。</p> <p>▶大阪府独自の取組みとして、地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動を実施（平成9(1997)年度から）。</p>	15 16 48 50 65 69
	当事者の会	▶障がいや病気、課題等を抱えた人が同様の問題を抱えている個人や家族と共に、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することで、支えあう組織。支えあいを通じて、地域で安心して生活できるための活動に取り組んでいる。	16
	同和問題（部落差別）	▶日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどの、日本固有の重大な人権問題。	4 75

用語		解説	掲載頁
タ行	都市施設	▶多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園のこと（大阪府福祉のまちづくり条例第2条第2項第1号）。	62 63
ナ行	日常生活圏域	▶主に小学校区を単位とした最も身近な支援体制として地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員等による見守りなどの活動を行う圏域。 ▶なお、市町村介護保険事業計画における「日常生活圏域」は主に中学校区を単位としており、本計画における定義とは異なる。	15 16
ハ行	ピアリーダー	▶共通の悩みや課題を抱えた当事者が自主的に集まり、主体的に運営されるグループ活動であるセルフヘルプグループなど、対等な立場の者が集まるグループの代表。	17
	福祉有償運送制度	▶道路運送法第78条第2項の規定による自家用有償旅客運送制度の一つ。福祉タクシー等による輸送サービスが十分提供されていない地域において、同法第79条の国土交通大臣の登録を受けたNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない高齢者、障がい者等に対して、有償（営利とは認められない範囲の対価）で行う自家用自動車による個別輸送サービス。 ▶府域では、全市町村でこのサービスが提供されるよう、7つの運営協議会を設置し、NPO法人等の登録事業者の実施（事業の必要性や運送区域等）に係る協議や、各種課題について意見交換を実施。	61 63
	部落差別解消推進法	▶部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務につき明らかにしている。 ▶正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年12月施行）という。	11
	プロボノ	▶ラテン語の「Pro Bono Publico（プロー・ボノー・プーブリコー）公共善のために」を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、社会人が職業上のスキルや経験を活かして取り組む社会貢献活動で、プロボノ活動をする人のことを「プロボノワーカー」と呼ぶ。	50 51
	ヘイトスピーチ解消法	▶本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。 ▶正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」（平成28(2016)年6月施行）という。	11

用語		解説	掲載頁
八 行	方面委員制度	▶ 現行の民生委員制度の前身で、生活困窮者の保護・救済・指導に当たった委員。大正7（1918）年、米騒動直後にドイツの例を参考に大阪府に設置され、以後各道府県に普及した。のちに方面委員令（昭和11（1936）年）によって道府県に必置となり、昭和21（1946）年まで存続。	3
	フードパントリー	フードドライブ（食品の持ち寄り）で集めた食品や企業団体から寄付された食品等を、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等の食料支援が必要な世帯に無料で配布する活動。	74
	フォーマルサービス	▶ 国や地方公共団体等の公共機関が法制度に基づき、専門的な視点から提供するサービス。介護保険法や障害者総合支援法等に基づいて提供されるサービスは「フォーマルサービス」となる。	15 73
ヤ 行	ユニバーサルデザイン社会・大阪	▶ 多様性を受け入れ、活力ある共生社会づくりをめざす考え方を踏まえ、大阪府の取組みをさらに発展させ、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる社会のこと。 ▶ この社会の実現に向け、大阪府では、国の行動計画（※）をもとに、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を平成30（2018）年6月に策定。 （※）東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインのまちづくりや、心のバリアフリーを推進していくため、政府の行動計画である「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を平成29（2017）年2月に決定。	13
ラ 行	隣保館	▶ 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施。 ▶ 「地域共生社会」の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つ。	16 20 32 33 37 61 70 71 73 75